

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 14 日 (火) 第3288号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

| | |
|-----------------------------|-----------------|
| 規 則 | |
| ○知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (※) | (障害福祉課取扱い) 1 |
| 告 示 | |
| ○保安林の指定予定 | (森づくり推進課取扱い) 2 |
| ○救急病院等の認定 (3件) | (地域医療整備課取扱い) 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (介護福祉課取扱い) 3 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | (介護福祉課取扱い) 3 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件) | (水産振興課取扱い) 4 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更 | (農地整備課取扱い) 4 |
| ○公共測量の実施 (3件) | (監理課取扱い) 4 |
| ○公共測量の終了 | (監理課取扱い) 5 |
| ○道路の区域の変更 (2件) | (道路維持課取扱い) 5 |
| ○道路の供用の開始 (2件) | (道路維持課取扱い) 5 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | (鹿児島地域振興局取扱い) 6 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | (大隅地域振興局取扱い) 7 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | (大隅地域振興局取扱い) 7 |
| 公 告 | |
| ○一般競争入札公告 | (会計課取扱い) 7 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) 9 |

規 則

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第2号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則 (平成15年鹿児島県規則第38号) の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第5項」を「第9条第7項」に改める。

第3条中「第2条」を「第1条」に改める。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

別記第1号様式中「市町村長の」を「市町村の」に、「第9条第5項」を「第9条第7項」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市国分川原字馬乗坂669番4, 676番1, 676番5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第151号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|---------------|
| 大隅鹿屋病院 | 鹿屋市新川町6081番地1 |

- 2 認定の有効期限
平成32年 1 月 31 日

鹿児島県告示第152号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|----------------|-------------------|
| 済生会川内病院 | 薩摩川内市原田町2番46号 |
| 市比野記念病院 | 薩摩川内市樋脇町市比野3079番地 |
| 内山病院 | 阿久根市高松町22番地 |
| 出水郡医師会広域医療センター | 阿久根市赤瀬川4513 |
| 出水総合医療センター | 出水市明神町520番地 |

- 2 認定の有効期限
平成32年 1 月 31 日

鹿児島県告示第153号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年2月14日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|-------------------|
| 今給黎総合病院 | 鹿児島市下竜尾町4番16号 |
| 鹿児島市医師会病院 | 鹿児島市鴨池新町7番1号 |
| 南風病院 | 鹿児島市長田町14番3号 |
| 済生会鹿児島病院 | 鹿児島市南林寺町1番11号 |
| 総合病院鹿児島生協病院 | 鹿児島市谷山中央五丁目20番10号 |
| 植村病院 | 鹿児島市伊敷二丁目1番2号 |
| 医療法人康成会植村病院 | 鹿児島市草牟田一丁目4番7号 |
| 日高病院 | 鹿児島市西千石町8番13号 |
| 厚地脳神経外科病院 | 鹿児島市東千石町4番13号 |
| 桜島病院 | 鹿児島市野尻町59番地 |
| 中央病院 | 鹿児島市泉町6番7号 |
| 整形外科三愛病院 | 鹿児島市郡元三丁目14番7号 |
| 小田代病院 | 鹿児島市荒田一丁目25番6号 |
| 白坂病院 | 鹿児島市中央町13番地14 |
| 増田整形外科病院 | 鹿児島市郡元一丁目1番1号 |
| 共立病院 | 鹿児島市南郡元町11番11号 |
| 豊島病院 | 鹿児島市下荒田三丁目27番1号 |
| 鹿児島徳洲会病院 | 鹿児島市下荒田三丁目8番1号 |

2 認定の有効期限

平成32年1月31日

鹿児島県告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年2月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事 業 所 | | 申 請 者 | | | 指 定 年 月 日 | サ ー ビ ス の 種 類 |
|---------------|--------------------|------------|----------------|--------|-----------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| デイサービスセンター星乃花 | 肝属郡肝付町後田字岩崎牧2620番地 | 株式会社ブルースター | 肝属郡肝付町波見3208番地 | 下園万智子 | 平成29年2月1日 | 通所介護 |

鹿児島県告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年2月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事 業 所 | | 申 請 者 | | | 指 定 年 月 日 | サ ー ビ ス の 種 類 |
|---------------|--------------------|------------|----------------|--------|-----------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| デイサービスセンター星乃花 | 肝属郡肝付町後田字岩崎牧2620番地 | 株式会社ブルースター | 肝属郡肝付町波見3208番地 | 下園万智子 | 平成29年2月1日 | 介護予防通所介護 |

鹿児島県告示第156号

日置市吹上町入来4158番地1号 有限会社池畑水産代表取締役池畑重幸及び日置市吹上町入来3907番地 稲田和夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 日置市吹上町区域（吹上町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業及び機船船びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第157号

鹿屋市古江町794番地6 森忠信及び鹿屋市古江町655番地1 森重則からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 鹿屋市古江区域（鹿屋市古江町，古里町，船間町及び天神町の地区）
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第158号

大島郡龍郷町安木屋場2360番地14 阿世知照美及び大島郡龍郷町龍郷8番地乙 岩崎勝からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 龍郷町区域（大島郡龍郷町の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）曾於南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 2 月 15 日から同年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所農政畜産課
大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第160号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成28年 8 月 1 日から平成30年 2 月 28日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市星ヶ峯三丁目、四丁目及び五丁目の各地内

鹿児島県告示第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 平成29年 2 月 6 日から同年 3 月 24日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市湯田地内

鹿児島県告示第162号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成29年 2 月 8 日から同年 3 月 24日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市祇園之州町地内

鹿児島県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所長から平成28年10月 4 日鹿児島県告示第905号で告示した公共測量の実施は、平成29年 1 月 27 日終了した旨の通知があった。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 2 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|-------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 垂水大崎線 | 垂水市二川字桑原2599番1地先内 | 前 | 5.2～31.1 | 531.6 |
| | | | 後 | 9.1～54.5 | 447.0 |

鹿児島県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 2 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|-------------------|----------------|
| 県道 | 垂水大崎線 | 垂水市二川字桑原2599番1地先内 | 平成29年 2月14日 |

鹿児島県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 2 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|--------|---------------------------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 小山田谷山線 | 鹿児島市中山町字上樋747番1地先から同市中山町字前田1551番7地先まで | 前後 | 6.3~9.4 | 37.9 |
| | | | | 9.8~11.8 | 37.9 |

鹿児島県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 2 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|--------|---------------------------------------|----------------|
| 県道 | 小山田谷山線 | 鹿児島市中山町字上樋747番1地先から同市中山町字前田1551番7地先まで | 平成29年 2月14日 |

鹿児島地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|------|----------------|----------|-------------------|--------|---------------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| もりのね | 鹿児島市永吉一丁目15番地1 | ことりの株式会社 | 鹿児島市玉里団地一丁目16番19号 | 上田 紀子 | 平成29年 2月1日 | 児童発達支援 |

大隅地域振興局告示第 8 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成29年 2 月 14 日

大隅地域振興局長 酒 匂 司

| 事 業 所 | | 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 | | | 廃 止 年 月 日 | 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類 |
|-------------------|-------------------|-------------------------|---------------------|--------|----------------|---------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 通所支援事業所 ココペリの森 | 鹿屋市笠之原町 46番23号 | 株式会社ココペ リ | 肝属郡肝付町富 山1455番地1 | 松井 和行 | 平成29年 1月31日 | 児童発達 支援 |

大隅地域振興局告示第 9 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 2 月 14 日

大隅地域振興局長 酒 匂 司

| 事 業 所 | | 申 請 者 | | | 指 定 年 月 日 | 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類 |
|--------------------|---------------------|--------------|---------------------|--------|---------------|---------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 発達相談支援セ ンターココペリ | 肝属郡肝付町富 山1455番地1 | 株式会社ココペ リ | 肝属郡肝付町富 山1455番地1 | 松井 和行 | 平成29年 2月1日 | 児童発達 支援 |

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
電子収納システム保守管理業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県出納局会計課出納管理係

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、資格審査の結果は、平成29年 3 月15日までに書面及び電話により通知する。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 入札説明書に記載する入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を平成29年 3 月10日午後 5 時15分までに10の担当部局に提出し、当該業務を履行することができることを証明した者であること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年 3 月 28 日 午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）8－出－1 会議室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県出納局会計課出納管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号

(イ) 交付期限 平成29年 3 月 3 日 午後 5 時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局会計課出納管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3775

ファックス番号 099-286-5639

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成29年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成29年4月1日に確定する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第19号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 2 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|---------------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CRAスーパー海物語IN沖縄4 SBB | 株式会社三洋物産 | 6P1592 |
| ぱちんこ遊技機 | CRシルバーダイヤモンドSBA | 株式会社三洋物産 | 6P1618 |
| ぱちんこ遊技機 | CRAびかパチ69N DS1 | 豊丸産業株式会社 | 6P1545 |
| ぱちんこ遊技機 | CRA SUPER電役ドラゴン 伝説77VN | 豊丸産業株式会社 | 6P1674 |
| ぱちんこ遊技機 | CR春夏秋冬～HIGHビスカス ～GL | 株式会社ソフィア | 6P1628 |
| ぱちんこ遊技機 | CR銭形平次withでんぱ組. incSAA | 株式会社高尾 | 6P1583 |
| ぱちんこ遊技機 | CRカイジ沼3KAA | 株式会社高尾 | 6P1662 |
| ぱちんこ遊技機 | CRモエキサイトFPWZ | 株式会社藤商事 | 6P1531 |
| ぱちんこ遊技機 | CR世界でいちばん強くなりた い!FPW | 株式会社藤商事 | 6P1634 |
| 回胴式遊技機 | ハッピージャックポット/H1 | 岡崎産業株式会社 | 6S1329 |
| 回胴式遊技機 | パチスロ みんなで楽シーサーS | 株式会社三共 | 6S1665 |